

## 会 議 録

会議の名称	令和2年度 第2回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	令和2年10月27日（火） 午後7時から8時まで
開催場所	西東京市役所 田無第二庁舎4階会議室
出席者	（出席委員）吉岡座長、瀬ノ田副座長、小澤委員、久代委員、小島委員、島崎委員、東海林委員、鈴木委員、田村委員、濱野委員、宮川委員、矢野委員 （欠席委員）久保委員 （事務局）高齢者支援課介護保険担当課長 他2人
議 題	（1）前回会議録の確認について （2）第8期の地域密着型サービスの整備 （3）地域密着型サービス事業所の指定申請・更新等 （4）その他
会議資料の名称	配布資料 前回会議録（案） 資料1 地域密着型サービスの整備について 資料2 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定申請・更新について 参考資料 令和2年度高齢者保健福祉計画検討委員会・介護保険運営協議会スケジュール（案）  ※当日配布資料 参考資料 介護保険事業計画の作成に資する調査結果の活用方法に関する調査研究事業 報告書
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

## 会議内容

### 1 開会

- 座長：定足数に達しているので、会議を開催する。事務局から資料確認をお願いします。
- 事務局：資料の確認

### 2 議題

#### (1) 前回会議録の確認について

- 座長：  
それでは、令和2年度第1回会議録の確認について、修正・変更などあるか。  
(意見なし)
- 座長：前回の会議録については承認する。

#### (2) 第8期の地域密着型サービスの整備

- 座長：  
続いて次の議題の第8期の地域密着型サービスの整備について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局：  
資料1、参考資料に沿って説明

- 座長：  
ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

- 委員：  
小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護は、地域の中で様々な連携があってこそ機能し、注目されるサービス種類であると考えます。介護分野だけでなく、医師・薬剤師・福祉などの面から支える体制がないと、公募し、開設してもなかなか機能しないのではないかと懸念しています。そのため、事業者等が西東京市らしい連携をとれてこそ機能し、地域の方々に役に立つのではないかと懸念しています。しっかり連携がされているのか関心があります。

- 委員：  
小規模多機能型居宅介護は開設当初、介護サービスを小規模多機能型居宅介護の単独で利用する場合、認知症の方の利用や事業所の職員がいつも同じであるという点からは使いやすいサービスと感じていました。しかし、在宅サービスの変更に伴って居宅介護支援事業所のケアマネジャーから小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーに担当変更する場合は、今まで馴染みのあったデイサービス等を切替えることができないことやこれまでなじみの関係を変えなければならないのは利用しにくく感じる面もある。

○委員：

なじみの環境が変わるという点でサービスを躊躇（ちゅうちょ）されている利用者も確かにいる。利用者によって生活スタイルや環境は異なるが、小規模多機能型居宅介護のサービスが思うように利用できなかつたり、包括報酬型のサービスで利用の有無に関係なく同じ料金であるという点から在宅に戻られるケースもある。活用方法が難しく、職員体制が整っていないため利用を断られたり、回数制限を設けられたこともあったため、サービスの在り方も注視する必要がある。

○委員：

南部圏域の包括の立場として、南部圏域には小規模多機能型居宅介護がないため利用に繋げるというケースは少ない。ケアマネジャーにつなぎ在宅サービスを調整するに当たって、在宅サービスがなじまない利用者も中にはいる。その際、小規模多機能型居宅介護の方がサービスとして適している場合もあり、さらに包括報酬型のサービスのため上限が決まっているからこそ金銭的に安心して利用できるというケースもある。

また、若年性認知症の方については、アセスメントをしっかりしたうえで適切な在宅サービスや小規模多機能型居宅介護に繋げることが重要である。

○委員：

通所系のサービスにおいては住み慣れた地域での通いになるため、小規模多機能型居宅介護もなじみの環境の中で利用できるという視点を落とし込めたらいいと思う。

○委員：

ショートステイなどのレスパイトサービスを利用しつつ、自宅で生活を続けたいという利用者や御家族は多いが、適切なサービス情報量が少ない。そのため、事業所側から住み慣れた環境や自宅で生活できるような提案や手助けができたらと考える。

○委員：

来年度の制度改正において、第1号事業に関する見直しが訪問系サービスにどの程度影響があるか気になる。訪問介護は要支援及び要介護1、2の方の利用が多く、在宅サービスでどこまで支えられるかが懸念される。自宅での生活が難しくなってきたら施設等も選択肢の一つと考える。

○座長：

これらの意見を踏まえ、利用者目線の立場として民生委員からはいかがか。

○委員：

民生委員は地域の様々な相談や支援を幅広く行うが、サービス事業者と近隣住民の間でトラブルなく適切に利用できているか気になる。

○委員：

法的な相談で具体的事例は取り扱ったことはない。

西東京市は介護が必要とされる方において近隣地域と比較して特色はあるか。

○事務局：

西東京市は後期高齢者が多く、高齢世帯の割合も高い傾向にある。また、サービスの利用については近隣市と比較すると、在宅サービスの利用者が多い。

また、入院されて医療機関から自宅に戻りたくても体制が整っていないから戻れない場合、包括や在宅療養連携支援センターにしのわ等が橋渡しとなって、在宅生活を支援している。今後も医療機関と地域の情報連携は重要と考えており、中重度の方の受け皿は施設あるいは住み慣れた自宅での在宅サービスとなるが、最期まで自宅で生活したいという方は多い。

○委員：

介護保険事業計画ではヒアリング等踏まえたうえでニーズを捉え、地域密着型サービスの整備をされると思うが、現時点で誘致はうまくできているのか。また、ニーズが把握できない場合は、どのような方法で整備するのか。

○事務局：

地域密着型サービスは市町村が指定権者であり、誘致をする際は現在の第7期計画のときのように公募制で行っている。第6期計画の際は小規模多機能型居宅介護の公募を行ったが事業者からの応募がなかったために、引き続き第7期計画でも同サービス又は看護小規模多機能型居宅介護として公募を行った。

第8期計画でもニーズを把握したうえで整備を検討し、委員会でも意見等を伺いたい。

また、先ほど制度改正の話題が挙げたように、第1号事業に関する見直しにおいて今後省令及び市の条例改正がある。参考資料の報告書でも記載があるとおり、地域における生活援助が重要視されている。地域の受け皿がなければ制度改正の実態と合わないということも懸念されるので、地域資源の効果的な利用の促進をしなければならないと考える。

○座長：

これまでは法改正などによって定められたサービスを展開してきたと思うが、各専門職等の現場の声を反映させた方が西東京市として地域密着型サービスの整備はしやすいのか。

○事務局：

市町村の課長会において意見交換を交えながら要望等は挙げることはできる。また、地域密着型サービスは市の条例によって運営しているので地域のニーズに沿った独自色を出せるというメリットはある。

○事務局：

小規模多機能型居宅介護の市内3事業所について先日お集まりいただき、意見交換会を行った。登録定員に対する利用率について、2事業所は6から8割程度だったが、残り1事業所は芳しくない利用率であった。

各事業所の現状等を伺い、利用者及び介護事業者への認知度合や適切な活用方法など

が課題として挙げられた。また、利用者が小規模多機能型居宅介護をサービス利用するなかで、マッチングがうまくいかない要因としてサービスの特性を理解しきれていないという点も挙げられた。包括報酬型のサービスとして定額制ではあるが、介護度に応じてサービス提供できる回数等は異なり、事業所側も人的資源に限りはあるため、やむを得ず回数制限を設けることもあると伺った。定額制で月に何回でも利用できるという認識のままだとミスマッチが生じてしまうことが要因である。

また、小規模多機能型居宅介護の事業所同士で横の連携がないということで、看護小規模多機能型居宅介護が開設することをきっかけに、通い・訪問・泊りを組み合わせたサービスの事例を共有できる場があればという意見も伺った。

今後、市が仲介として意見交換会のような情報共有できる場を設けることで、利用者に適したサービス提供をする解決策の一つと考える。

○座長：

連携を密に取ることで、住みよい街西東京になるのではないかと思う。今後も意見を発信する場があれば積極的にお願いしたい。

### (3) 地域密着型サービス事業所の指定申請・更新

○座長：

次の議題の地域密着型サービス事業所の指定申請・更新について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料2に沿って説明

○座長：

ただいまの説明に関して、意見・質問等はあるか。

○委員：

区域外の事業所の実地検査について、市町村間で申し送り事項等はあるのか。

○事務局：

西東京市では指定更新の際に、事業所所在地の区市町村が発行した指定更新通知書の写しを添付してもらい、確認を行っている。

補足として今回の区域外事業所は西東京市被保険者が1人利用しているため指定更新を行っている。

(4) その他

○座長：

ほかに何かあるか。(意見・質問なし)

最後に事務局から次回の連絡をお願いする。

○事務局：

次回の地域密着型サービス等運営委員会は、12月開催予定である。開催の通知は別途お送りする。

○座長：

これで本日の委員会は閉会する。

以上